

旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資に係る職員の処分等について

この度、旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資に係る借受者の賃貸条件の制限違反への対応に対し、会計検査院から指摘を受けたことを踏まえ、下記のとおり職員の処分等を行うこととしましたので、発表いたします。

法令その他諸規定に則った適正な業務遂行が求められる独立行政法人として、このような事態を発生させたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当機構といたしましては、再発防止に向け、適正な業務の実施はもとより、実施状況の確認の強化及び職員の服務規律の遵守について、より一層の徹底を図ってまいります。

記

1 処分等の内容

賃貸住宅融資に関する事業を担当する本店部署の責任者※ : 戒告相当 1名
賃貸住宅融資に関する事業を担当する本店部署の担当役員※ : 訓告相当 1名
経営に関する会議の事務を担当する本店部署の責任者 : 厳重注意 1名
内部監査に関する事務を担当する本店部署の責任者※ : 厳重注意相当 1名

※上記3名は既に退職していることから、当機構に在職していたとすれば上記の処分等に相当することを伝達します。

2 事案の概要

平成21年10月、旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資の借受者が賃貸住宅融資により建設された賃貸住宅の賃借人から礼金を受領しているなどの法令等で定める賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられたことから、会計検査院から機構に対して、賃貸条件の制限の周知や賃貸住宅融資の借受者による賃貸条件の制限の遵守状況について全ての賃貸住宅融資を調査するとともに、毎年確実に実態調査を実施するなどの処置を講ずるよう、是正改善の処置を求められました。

これを受けて、当機構では、賃貸条件の制限に関する周知を図り、実態調査については平成23年3月に実態調査の実施方法を定めた調査要領を策定し、同年4月から旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資の実態調査を開始するとともに、毎年確実に実態調査を実施することとしましたが、平成27年度に全ての調査対象の実態調査が完了したとして、同年度をもって賃貸住宅融資の実態調査を終了しておりました。

本年に実施された会計検査院の検査において、上記の実態調査の終了等により平成23年度に講じた是正改善の処置の一部が履行されなくなるなどしたため、賃貸住宅融資22件について新たに賃貸条件の制限に違反している事態が生じたことは適切でないとして、本日、会計検査院から指摘を受けました。

本件を重く受け止め、本日付で上記1のとおり、処分等を行うこととしました。

3 発生原因

本件は、是正改善の処置として当機構において借受者に賃貸条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施することの重要性に対する認識が欠けていたことや、実態調査を終了したことについて賃貸住宅融資の担当部署から経営に関する会議等に報告されなかったこと等が原因であると考えております。

4 再発防止策

本件を重く受け止め、事案の内容を組織内に周知し、法令その他諸規定に則った適正な業務遂行が求められる組織でありながらこのような事態を発生させたことに対する危機意識を職員間で共有します。

また、賃貸住宅融資の担当部署が実態調査、賃貸条件の制限の周知等の是正改善の処置の実施状況を定期的に経営に関する会議で報告することとします。さらに、会計検査院の検査に関する業務を所掌する部署が定期的に当該実施状況を確認し、経営に関する会議で報告するとともに、内部監査担当部署が当該確認等の状況を検証することにより、再発防止に努めてまいります。

以上

[問い合わせ先] TEL : 03-5800-8019

経営企画部 広報グループ 児玉、井田、永田